	品代金貸付(貸付金債確等・保証債務)保険(2年以上案件)別紙様式引	
新	旧	備考
別紙様式第3-2	別紙様式第3-2	
貿易代金貸付(貸付金債権等・保証債務)保険(2年以上案件)	貿易代金貸付(貸付金債権等・保証債務)保険(2年以上案件)	
1. ~8. (略)	1. ~8. (略)	
担当者及び連絡先	担当者及び連絡先	
 (再保険会社等への情報提供について> 貿易保険法第13条において、日本貿易保険は、外国法人等を相手方として再保険を行うことを認められています。 日本貿易保険は、保険契約に関し、内諾申請者、保険契約者、被保険者、保険金受取人及び保険金請求人からご提供いただいた情報(以下「案件情報」)を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求のために必要な範囲で、保険契約締結後に再保険会社等(再保険ブローカーを含む。以下同じ。)へ提供することがあります。 日本貿易保険は、案件情報を再保険会社等へ提供する際は、当該再保険会社等との間で守秘義務契約を締結する等、情報の保護のために適切な措置を講じます。 日本貿易保険から再保険会社等への案件情報の提供に関し日本貿易保険との事前協議が必要な場合は、「再保険会社等への情報開示に係る事前協議が必要な場合は、「再保険会社等への情報開示に係る事前協議を頼書」を保険申込書に添えてご提出ください。 保険契約者、被保険者、保険金受取人又は保険金請求人となる予定の者(以下「保険契約予定者等」)と内諾申請者とが異なる場合は、以上の内容について、内諾申請者から保険契約予定者等にお伝えいただくとともに、保険契約予定者等に異議がないことをご確認ください。 		

	<u> </u>	
新	旧	備考
別紙様式第3-3	別紙様式第3-3	
貿易代金貸付(貸付金債権等・保証債務)保険	貿易代金貸付(貸付金債権等・保証債務)保険	
(2年以上・プロジェクト・ファイナンス案件)	(2年以上・プロジェクト・ファイナンス案件)	
1. ~9. (略)	1. ~9. (略)	
担当者及び連絡先	担当者及び連絡先	
<再保険会社等への情報提供について>		
・ 貿易保険法第13条において、日本貿易保険は、外国法人等を相手方		
として再保険を行うことを認められています。		
・ 日本貿易保険は、保険契約に関し、内諾申請者、保険契約者、被保		
険者、保険金受取人及び保険金請求人からご提供いただいた情報(
以下「案件情報」)を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通		
知及び再保険金の請求のために必要な範囲で、保険契約締結後に再		
保険会社等(再保険ブローカーを含む。以下同じ。)へ提供するこ		
とがあります。		
・ 日本貿易保険は、案件情報を再保険会社等へ提供する際は、当該再		
保険会社等との間で守秘義務契約を締結する等、情報の保護のため		
に適切な措置を講じます。		
・ 日本貿易保険から再保険会社等への案件情報の提供に関し日本貿易		
保険との事前協議が必要な場合は、「再保険会社等への情報開示に		
係る事前協議依頼書」を保険申込書に添えてご提出ください。		
・保険契約者、被保険者、保険金受取人又は保険金請求人となる予定		
の者(以下「保険契約予定者等」)と内諾申請者とが異なる場合は		
、以上の内容について、内諾申請者から保険契約予定者等にお伝え		
いただくとともに、保険契約予定者等に異議がないことをご確認く		
ださい。		

	世界	
新	旧	備考
別紙様式第5 - 1 海外事業資金貸付保険 1. ~9. (略)	別紙様式第5 - 1 海外事業資金貸付保険 1. ~9. (略)	
担当者及び連絡先	担当者及び連絡先	
 (再保険会社等への情報提供について> 貿易保険法第13条において、日本貿易保険は、外国法人等を相手方として再保険を行うことを認められています。 日本貿易保険は、保険契約に関し、内諾申請者、保険契約者、被保険者、保険金受取人及び保険金請求人からご提供いただいた情報(以下「案件情報」)を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求のために必要な範囲で、保険契約締結後に再保険会社等(再保険ブローカーを含む。以下同じ。)へ提供することがあります。 日本貿易保険は、案件情報を再保険会社等へ提供する際は、当該再保険会社等との間で守秘義務契約を締結する等、情報の保護のために適切な措置を講じます。 日本貿易保険から再保険会社等への案件情報の提供に関し日本貿易保険との事前協議が必要な場合は、「再保険会社等への情報開示に係る事前協議を頼書」を保険申込書に添えてご提出ください。 保険契約者、被保険者、保険金受取人又は保険金請求人となる予定の者(以下「保険契約予定者等」)と内諾申請者とが異なる場合は、以上の内容について、内諾申請者から保険契約予定者等にお伝えいただくとともに、保険契約予定者等に異議がないことをご確認ください。 		

新	一次の一次の一次のでは、	情号 - 2 · 利田利照型 備考
	旧	1佣-5
別紙休式男り・2	別紙休式弟5-2	
海外事業資金貸付保険(プロジェクト・ファイナンス案件)	海外事業資金貸付保険(プロジェクト・ファイナンス案件)	
1 0 (m/s)	1 0 (m/z)	
1. ~8. (略)	1. ~8. (略)	
 センタルですると	七半みなが事後と	
担当者及び連絡先	担当者及び連絡先	
<再保険会社等への情報提供について>	1	
・ 貿易保険法第13条において、日本貿易保険は、外国法人等を相手方		
・ 日本貿易保険は、保険契約に関し、内諾申請者、保険契約者、被保		
以下「案件情報」)を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通		
知及び再保険金の請求のために必要な範囲で、保険契約締結後に再		
保険会社等(再保険ブローカーを含む。以下同じ。)へ提供するこ		
とがあります。		
・ 日本貿易保険は、案件情報を再保険会社等へ提供する際は、当該再		
保険会社等との間で守秘義務契約を締結する等、情報の保護のため		
に適切な措置を講じます。		
・ 日本貿易保険から再保険会社等への案件情報の提供に関し日本貿易		
保険との事前協議が必要な場合は、「再保険会社等への情報開示に		
係る事前協議依頼書」を保険申込書に添えてご提出ください。		
・ 保険契約者、被保険者、保険金受取人又は保険金請求人となる予定		
の者(以下「保険契約予定者等」)と内諾申請者とが異なる場合は		
、以上の内容について、内諾申請者から保険契約予定者等にお伝え		
いただくとともに、保険契約予定者等に異議がないことをご確認く		
ださい。		
	-	

To a		
新	旧	備考
新 別紙様式第6 海外投資保険 1. ~4. (略) 担当者及び連絡先 <再保険会社等への情報提供について> ・ 貿易保険法第13条において、日本貿易保険は、外国法人等を相手方	旧 別紙様式第6 海外投資保険 1. ~4. (略) 担当者及び連絡先	東 八 第 6 ・ 新旧対照表 備考
として再保険を行うことを認められています。 ・ 日本貿易保険は、保険契約に関し、内諾申請者、保険契約者、被保険者、保険金受取人及び保険金請求人からご提供いただいた情報(以下「案件情報」)を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求のために必要な範囲で、保険契約締結後に再保険会社等(再保険ブローカーを含む。以下同じ。)へ提供することがあります。 ・ 日本貿易保険は、案件情報を再保険会社等へ提供する際は、当該再保険会社等との間で守秘義務契約を締結する等、情報の保護のために適切な措置を講じます。		
 日本貿易保険から再保険会社等への案件情報の提供に関し日本貿易保険との事前協議が必要な場合は、「再保険会社等への情報開示に係る事前協議依頼書」を保険申込書に添えてご提出ください。 保険契約者、被保険者、保険金受取人又は保険金請求人となる予定の者(以下「保険契約予定者等」)と内諾申請者とが異なる場合は、以上の内容について、内諾申請者から保険契約予定者等にお伝えいただくとともに、保険契約予定者等に異議がないことをご確認ください。 		